

★ 広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第六号）（医療介護基盤課）

- 一 改正の要旨
 - 二 施行期日
- 令和五年四月一日

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第七号）（医療介護基盤課）

）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、第二看護学科の科目等を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年四月一日